愛知県地域医療構想推進委員会開催要領

参考資料３

（目的）

第１　地域医療構想の達成、愛知県外来医療計画の推進及びかかりつけ医機能の確保のため、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他関係者と協議等を行う場として、地域医療構想推進委員会（以下「各構想区域の委員会」という。）を開催する。

２　各構想区域の委員会における議論が円滑に進むように支援するため、各構想区域の委員会の委員長、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者と協議等を行う場として、愛知県地域医療構想推進委員会（以下「県単位の委員会」という。）を開催する。

（所掌事務）

第２　各構想区域の委員会は、各構想区域における次に掲げる事項について所掌する。

（１）地域医療構想の推進に関すること

（２）病床整備計画に関すること

（３）愛知県外来医療計画の推進に関すること

（４）かかりつけ医機能の確保に関すること

２　県単位の委員会は、各構想区域の委員会の運用に関することや、抱える課題の解決に関することについて所掌する。

（組織）

第３　各構想区域の委員会は構想区域ごとに開催することとし、委員は別表１に掲げる者とする。

２　県単位の委員会の委員は、別表２に掲げる者とする。

３　各構想区域の委員会及び県単位の委員会に委員長を置く。

４　委員長は、委員の互選により定める。

（調整部会）

第４　愛知県外来医療計画（令和２年３月策定）に定める外来医師多数区域においては、各構想区域の委員会に調整部会を置くことができる。

２　調整部会では、外来医療に係る医療提供体制に関する協議を行う。

３　調整部会の協議の結果については、次に開催される各地域の委員会に報告するものとする。

（運営等）

第５　各構想区域の委員会は、清須保健所、瀬戸保健所、春日井保健所、津島保健所、半田保健所、衣浦東部保健所、新城保健所、豊川保健所及び西尾保健所（以下「基幹的保健所等」という。）の長（名古屋・尾張中部構想区域においては保健医療局長）が招集する。

２　県単位の委員会は、保健医療局長が招集する。

３　委員長は、会務を総理する。

４　委員長が必要と認めるときは、各構想区域の委員会及び県単位の委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

５　各構想区域の委員会及び県単位の委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き議決を行うことができない。

６　各構想区域の委員会及び県単位の委員会の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可

否同数のときは、委員長の決するところによる。

（公開）

第６　各構想区域の委員会及び県単位の委員会は原則公開とする。ただし、愛知県情報公開条例（平成１２年３月２８日愛知県条例第１９号）第７条に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）が含まれる事項について議題とする場合又は公開することにより当該委員会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、当該委員会がその一部又は全部を公開しない旨の決定をしたときはこの限りでない。

２　各構想区域の委員会及び県単位の委員会の議事録及び資料は原則公開とする。ただし、不開示情報が記録されている場合は、各構想区域の委員会及び県単位の委員会の議事録及び資料のうちの当該部分は非公開とする。

３　各構想区域の委員会及び県単位の委員会の議事録の内容については委員長の確認を得る。

４　各構想区域の委員会及び県単位の委員会の議事録及び資料は５年間保存する。

（報告）

第７　各構想区域の委員会を開催したときは、基幹的保健所等の長は、速やかにその結果を保健医療局長へ報告する。

（庶務）

第８　各構想区域の委員会の庶務は、基幹的保健所等（名古屋・尾張中部構想区域の委員会については医療計画課）が行う。

２　県単位の委員会の庶務は、医療計画課が行う。

（会議の特例）

第９　基幹的保健所等の長（名古屋・尾張中部構想区域においては保健医療局長）は、緊急の必要があると認めた場合、その他やむを得ない場合には、議事の概要を記載した書面を回付して、その可否を問い、各構想区域の委員会に代えることができる。

２　保健医療局長は、緊急の必要があると認めた場合、その他やむを得ない場合には、議事の概要を記載した書面を回付して、その可否を問い、県単位の委員会に代えることができる。

３　委員は、第一項及び第二項の可否の表明の際、署名、押印し出席に代えるものとする。

（その他）

第１０　この要領に定めるもののほか、各構想区域の委員会の運営に関して必要な事項は、各構想区域において基幹的保健所等の長（名古屋・尾張中部構想区域においては保健医療局長）が別に定める。

２　この要領に定めるもののほか、県単位の委員会の運営に関して必要な事項は、保健医療局長が別に定める。

附　則

この要領は、平成２８年１２月２７日から施行する。

附　則（平成３０年７月２３日３０医福第４３１号）

この要領は、平成３０年７月２３日から施行する。

附　則（平成３１年４月１日３１医計第１９号）

この要領は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和２年４月１日２医計第２３号）

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和２年６月１９日２医計第２０８号）

この要領は、令和２年６月１９日から施行する。

附　則（令和３年４月１日３医計第１０９号）

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和８年４月１日８医計第１号）

この要領は、令和８年４月１日から施行する。

別表１

市町村の代表
地区医師会の代表
地区歯科医師会の代表
地区薬剤師会の代表
病院協会代表（ただし、(一社）愛知県病院協会が当該構想区域の委員会の構成員として認めた病院の代表）
医療保険者代表（ただし、愛知県保険者協議会が当該構想区域の委員会の構成員として認めた医療保険者の代表）
看護協会代表（ただし、(公社）愛知県看護協会が当該構想区域の委員会の構成員として認めた看護職員の代表）
慢性期や回復期等の医療機関の代表
その他基幹的保健所等の長が適当と認める者

別表２

公益社団法人愛知県医師会の代表
各構想区域の委員会の委員長
各構想区域の病院団体協議会代表幹事
医療保険者代表
その他保健医療局長が適当と認める者